

Q532. 就業規則を定めていなくても懲戒解雇できますか。

懲戒解雇といった懲戒処分をするためには就業規則に懲戒事由を定め、かつ、これを周知していなければいけませんので、常時10人以上を雇用していなく、労基法上、就業規則の作成・届出義務が課せられていない会社であっても、就業規則に懲戒事由を定めていなければ、懲戒処分はできません。

なお、普通解雇は就業規則に解雇事由を定めていなくても可能ですが、当該解雇に客観的合理的な理由があり、社会通念上相当である必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成